

経済産業省

制定 平成 16 年 10 月 1 日
平成 16・09・24 総第 2 号
改正 平成 17 年 4 月 1 日
平成 17・03・28 総第 1 号
最終改正 平成 17 年 5 月 19 日
平成 17・05・12 資第 1 号

経済産業大臣の処分に係る標準処理期間に関する規程を次のように定める。

経済産業大臣 中川 昭一

経済産業大臣の処分に係る標準処理期間に関する規程

経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 6 条の規定による標準処理期間は、別表に掲げる手続ごとに、同表に定める期間とする。

附 則 抄

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この規程の施行前にされた申請に対する処分に係る標準処理期間は、なお従前の例による。

附 則（平成 17・03・28 総第 1 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この規程の施行前にされた申請に対する処分に係る標準処理期間は、なお従前の例による。

附 則（平成 17・05・12 資第 1 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 17 年 5 月 19 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この規程の施行前にされた申請に対する処分に係る標準処理期間は、なお従前の例による。

(別表) 経済産業大臣の処分に係る標準処理期間

1. ~ 7 2. (略)

7 3. 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）

手續名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第9条第1項に基づく新エネルギー等発電設備認定申請（当該認定に係る発電がバイオマスを熱源とする熱以外の新エネルギー等を電気に変換するものである場合に限る。）	1月	1月
電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第9条第1項に基づく新エネルギー等発電設備認定申請（当該認定に係る発電がバイオマスを熱源とする熱を電気に変換するものである場合に限る。）	2月	2月
電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第6条第1項に基づく基準利用量の減少申請	1月	1月
電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令第4条第1項に基づく新エネルギー等発電設備変更認定申請（当該認定に係る発電がバイオマスを熱源とする熱以外の新エネルギー等を電気に変換するものである場合に限る。）	1月	1月
電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令第4条に基づく新エネルギー等発電設備変更認定申請（当該変更認定に係る発電がバイオマスを熱源とする熱を電気に変換するものである場合に限る。）	2月	2月

7 4. (略)

(注) 法令により申請に対する処分をする行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合には、この表における標準処理期間は、特記しているものを除き、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間を含むものとする。